

令和7年度個人住民税・森林環境税の特別徴収について

日頃より、本市税務行政につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度個人住民税・森林環境税につきまして、別添のとおり特別徴収税額決定通知書及び関係書類を送付いたしますので、下記事項に御留意くださるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」（青字の用紙）につきましては、個人情報保護のため、圧着をはがさず従業員御本人様にお渡しください。
- 2 「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（赤字の用紙）記載の従業員の方のうち退職、転勤等により特別徴収できない方がおられましたら、速やかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を御提出ください。今回送付した通知書は、5月2日まで到着した異動届を反映しております。5月7日～5月22日到着分の異動届に係る変更通知は6月上旬に、5月23日以降到着分の異動届に係る変更通知は7月上旬に発送いたします。
- 3 「特別徴収納入書」は、納付月順のとおり送付しておりますが、納入される前に、上下のミシン目を切り離して納付月をお間違えのないように1枚ずつ御使用ください。（横3連となっているものを切り離してしまいますと納入に使用できなくなるため御注意ください。）

6	月	分
7	月	分

← 月ごと上下に切り離して御使用ください。

異動等により各月の納入税額に変更があった場合でも新たな納入書は送付いたしませんので、納入書の納入金額を訂正し、変更後の税額を記入して納付してください。
また、給与支払報告書提出時に納入書の送付を不要と選択されている場合やネットバンキングの利用を選択している場合などは、納入書を送付しておりません。必要な場合は、税務課まで御連絡ください。

- 4 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、「普通徴収から特別徴収への切替申請書」等の各種書類については喜多方市のホームページから様式をダウンロードして御使用ください。ダウンロードできない場合は税務課まで御連絡ください。様式を郵送いたします。

各種書類や事務手続等につきましては、喜多方市のホームページを参照してください。

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp>: トップページ>分類でさがす>くらしの情報>年金・保険・税金>「市・県民税」のページを御参照願います。

○納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員が常時 10 人未満の場合には、事前に承認を受けることにより、毎月の給与から特別徴収した市・県民税・森林環境税を半年分まとめて（年 2 回に分けて）納入することができます。御希望の場合は、「特別徴収税額の特例の承認に関する申請書」を御提出ください。

○地方税共通納税システムについて

eLTAX を利用して、自宅や職場のパソコンなどから、複数の地方公共団体に一括して電子納税することができます。地方共通納税システムのメリットは、次の通りです。

- ・複数の地方公共団体へ一度で電子納税ができる
- ・金融機関窓口等へ出向く必要がない
- ・指定金融機関以外の金融機関からも納付が可能
- ・手数料が無料
- ・電子納税で納付事務の負担が軽減される。

新規で利用する場合、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）から利用届出を提出してください。また、申告書の作成・送信には、PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアが必要です。

詳しい利用方法や利用可能時間等については、eLTAX ホームページを御覧ください。

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

喜多方市役所 総務部税務課市民税班 事務担当 高久

TEL (0241) 24-5217/FAX (0241) 25-7073